

Title	文久二年の将軍後見職徳川慶喜について
Sub Title	Tokugawa Yoshinobu (徳川慶喜) as the Guardian of Shogun (将軍後見職) in 1862
Author	細川, 義(Hosokawa, Tadashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.165(677)- 180(692)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

細川 義

はじめに

本稿の目的は、文久二年の徳川慶喜について考察することである。

徳川慶喜は、言うまでもなく、徳川最後の將軍となる人物である。彼は天保八年水戸藩主徳川斉昭の第七子として生まれ、弘化四年に三卿の一橋家を相続している。その後、安政年間の將軍継嗣問題に巻き込まれ、安政の大獄に連座して約四年間不遇な生活を余儀なくされている。そして、本稿が対象とする文久二年、朝廷の權威を利用した薩摩藩島津久光の強い要求により、⁽¹⁾將軍後見職という形で幕政に復帰している。

従来、將軍後見職就任当初の慶喜については、『統再夢紀事』九月晦日条の記事から積極的な開国論であった

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

ことが知られている。⁽²⁾これは、朝廷の強い攘夷要求に対してどのように対処するかをめぐって政事総裁職松平春嶽と対立する中で、春嶽の「破約開国論」⁽³⁾への反論として語られたものであった。しかし、文久二年の慶喜の開国論は越前藩の史料でのみ知られるところであり、史料的には必ずしも豊富とは言えない。そこで本稿では、当時の慶喜の考えを直接窺い知れる一〇月四日の老中への建白書を新たに付け加え、後見職就任当初の慶喜の政治的見解について、より具体的に検討していくことにする。

後見職就任当初の文久二年の考察は、三年以降幕府の代表として京都を主な舞台に、朝幕間の交渉を中心に担っていく慶喜を考える上で意味のないことではないだろう。

ここでは、春嶽の「破約開国論」と慶喜の反対論の概要を、『続再夢紀事』を中心に再検討する。

春嶽の「破約開国論」は、彼の持論である「幕府私政論」⁽⁴⁾に基づくものであり、発議の直接の原因は慶喜の先発上京の決定にあった。

幕府は、文久二年九月七日に將軍上洛を来年二月に実施すると発表した⁽⁵⁾。そして、慶喜は一二日先発上京を命じられている⁽⁶⁾。慶喜が先発上京を命じられた背景として、

(一) 五日京都の形勢が不穏であるとの情報が伝わり、幕府内では慶喜または春嶽が先発上京して將軍上洛の足場を固める必要があると討議されていた⁽⁷⁾。

(二) 当面先発上京できる人物は、形の上では勅命の力によって重職に登用された慶喜・春嶽の二人しかいなかった。しかし、春嶽は幕府「私政」の改革を優先課題として、幕府や朝廷の上京要請を断わり続けた。幕府は、閏八月二六日付で朝廷に春嶽上京の猶予を願い出たばかりであった。

(三) 幕府内の慶喜に対する「嫌疑」⁽⁸⁾は依然として消えて

いなかったが⁽⁹⁾、彼の場合、実母が有栖川宮織仁親王の王女という血縁的利点もあり⁽¹⁰⁾、上京周旋の効果を期待できた。

等が考えられる。

先発上京が決定した慶喜は、開国の已むを得ない事を朝廷に入説する予定であった⁽¹¹⁾。

しかし、朝廷への開国入説は次第に困難な状況になりつつあった。閏八月二七日長州藩に「攘夷御嘉納の勅旨」⁽¹²⁾が下ると、これを受けて八月下旬以来滞府していた長州藩世子毛利定広は、幕府への攘夷周旋を本格化していった。九月四日定広は春嶽を訪ねて攘夷決定を要請し⁽¹³⁾、翌五日には慶喜を訪ねている⁽¹⁴⁾。

慶喜の上京を今後の朝幕関係を占う重大事と考えていた春嶽も⁽¹⁵⁾、九月一四日長州藩士から「叡念攘夷確定」を聞くに及んで⁽¹⁶⁾、慶喜の開国入説の成功に疑問を持つに至った。一六日越前藩藩邸では、「破約開国論」が検討されている。

その骨子は、現条約は一時の姑息を以て締結された、勅許を経ている不正の条約である。それ故、これを一旦破棄しなければならぬ。その場合、当然外国との戦争を想定しなければならぬので、天下に決戦の覚悟を

定めさせる必要がある。条約を破棄した上は、全国の大
小諸侯を集めて今後の国是を決定させる。それは、時勢
から考えて当然開国となるはずであり、以後この全国一
致の国是を以て積極的に開国していくべきだ、というも
のである。⁽¹⁷⁾

幕府「私政」の産物である現条約を破棄し、天下の公
論に従って条約を再締結することは、幕府の「私政」か
らの脱却を意味していたが、⁽¹⁸⁾春嶽の眞の狙いは、「此節
攘夷の叡旨遵奉云々申せるハ実ハ一時人心を鎮静せしむ
る為の策に外ならず」と本人自ら語っているように、⁽¹⁹⁾朝
廷側の強い破約攘夷要求を十分汲み取った形で、朝幕間
の対立を回避して当面の国内政局の安定を図ることであ
った。しかも、春嶽の読みは、「攘夷の叡旨遵奉」を打
ち出すことによって朝廷のみならず長州藩を始め尊攘派
諸藩の合意も得られ、彼らを含めた諸侯会議開催が可能
となる点にあった。⁽²⁰⁾そして、諸侯会議での開国国是決定
も、薩摩藩の開国論は確認済みであり、⁽²¹⁾長州藩について
も春嶽自ら長州藩士と会見して攘夷後の開国方針を確認
しており、⁽²²⁾成算がなかったわけではない。「破約開国論」
は国内の政治的安定を重視した上での、攘夷論者を開国
説へ転換させようとする方策であった。

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

一九日春嶽は「破約開国論」を幕議で発議したが、老
中・諸有司の強い反発に会っている。幕府内には「破約
開国論」を主張する春嶽に対して、長州藩との提携を非
難する声すらあがった。⁽²³⁾

春嶽の「破約開国論」に対する慶喜の態度は、当初必
ずしも明確ではなかった。二五日春嶽が横井小楠を連れ
て一橋邸を訪問した時も、小楠が肥後藩士に語ったとこ
ろによれば、「当座御打合ハ宜敷様ニ而寸凶御腹心ら御
同意之躰無之」と、表向きの同意のみだったという。⁽²⁴⁾と
ころが、九月晦日、前日小楠から「破約開国論」の説明
を受け幕府内での周旋役を買って出た側用取次大久保忠
寛が、幕議で春嶽の説を周旋すると、慶喜はこれに真っ
向から反対した。

反論の骨子は、忠寛が小楠に語ったところによると、
「万国一般天地間の道理に基き」和親する今日、日本も
積極的に開国していかなければならないことを、上京し
て朝廷に入説する意向であることを述べた上で、「破約
開国論」を逐一批判している。即ち、条約破棄について
は、現条約を幕府が姑息の処置を行い、外国の虚喝に屈
して無勅許で調印した不正なものと批判するが、それは
国内事情でのことであり、国際的には政府間の正式な条

約であり、不正とは決して言えない。そのため、条約破棄談判で外国側が承服しないのは明白であり、締結済みの条約は順守していく他はない。必戦の覚悟については、外国側が条約破棄談判を不服として兵端を開いたとしても、不正の条約と考えない外国側に非があるとは言えない。むしろ、一方的に条約を破棄しようとする日本側に非があるとも考えられ、戦争の大義名分は、「水かけ論にて其曲直ハ一定」せず、戦争の勝敗に関わらず名分は立たない。諸侯会議・国是決定に関しては、諸侯が鎖国の愚論を主張する可能性もあり、国是が開国に決定する保証はない、というのが慶喜の批判である。そして、この反対論を、「已に幕府をなきものと見て専ら日本全国の為めを謀らんとする」立場から主張したと述べ、春嶽の「破約開国論」を、「時論に苟合せんとするもの」と厳しく批判している。⁽²⁵⁾

「幕府をなきものと見て」云々は明らかに誇張であるが、慶喜は「破約開国論」の条約破棄という点に重点をおいて批判している。これは、締結済みの条約を破棄することは事実上不可能であり、従来幕府が採ってきた開国方針の線で国内的合意を取りつけるしかないとする立場である。当面の国内政局の安定を考えるにしても、破

約攘夷は論外であり、朝廷に対しては慶喜自ら上京して開国入説を行い、攘夷論を説破するとしている。当時の慶喜は、朝廷を開国論へ転換させることは必ずしも困難ではないと、漠然とした見通しを持っていたようである。

二

ここでは、一〇月四日の老中への建白書を紹介・検討する。これは、「乍恐方今不容易御時節柄不肖之身を以蒙大任居日夜憂苦之余愚意之趣左ニ申上候」と題されたもので、実際に建白されたのか不明であるが、当時の慶喜の考えを直接窺える大変興味深いものである。建白書の本文は次の通りである。⁽²⁶⁾

何事も本を立候儀肝要ニ御座候其本不立候得ハ定見不申候定見無御座候而者事を施候儀も難相成候其本与申者当今開鎖之ニニ而皇国之安危素々開ニ止り可申候開鎖之論衆議紛々御座候へ共京師ニ而ハ素々破約攘夷之御確定被為在今以御異変不被為在儀者長門守(毛利定広―細川註、以下同じ)も追々承知仕誠ニ以難有仕合奉存候右様之叡断ニ被為在候得ハ皇国之士気も自然相振全国之武備充実仕清国之覆轍を脱れ候儀必定尔奉存候既ニ先年条約御取結之折小子儀

遮而申上候儀も御座候処当今世界の事情を考候ニ何れも和親交通富国強兵の術を設け就中蒸気船發明以來者数里の航海も一步之陸地の如く遠隔之國ニも隣家の如く右様ニ相成候も皆時勢の然しむる所止を得ざる勢ニ御座候得ハ皇國之御儀も時勢ニ不被從候而者御為不可然奉存候当今開鎖紛々ニ者御座候得共時情を考究仕候得ハ鎖する事ハ決而出来不仕儀眼前ニ御座候扱又此度別勅使被差下候由其趣者素々承知可仕道理無御座候得共長門守申聞候趣ニ而ハ破約攘夷被仰出候御主意ニも有之候由於公刃者叡慮御遵奉被遊候儀承知仕候得共此度可被仰進破約攘夷之儀御請ニも相成可申哉ニ奉存候得共当今之時勢逆も破約攘夷者難出来御座候所若偏ニ叡慮御尊崇之辺ニ御請ニも相成候様之儀御座候而者皇國之御不為者勿論遂ニ彼か商算ニ陥り可申与深く御案思奉申上候長門守申聞候趣ニ而者久世大和守(広周)安藤対馬守(信正)勤役中七八ヶ年乃至十ヶ年之中外夷拒絶可被遊旨御請相成候儀右を以被仰進候趣ニ者候得共恐多も公聞をも不經一己の私断を以申上候儀候得者兩人之罪不輕儀勿論ニ御座候得者兩人之罪を以顕然と京都江御詫被仰上可然奉存候素々兩人不宜儀ニ候得共一度御

請相成候故此度亦御請ニ相成候方可然与之説も可有之候得共兩人之不束よりして皇國之安危を御誤り被遊候者却而天意ニも被為戻候御儀与奉存候尤皇國大事件之御儀者天意をも被為伺可然於関東ハ御遵奉被遊候御当然之御儀ニ候得共兼而百事御委任ニも相成居候御職分にて往々皇國之御為ニ不相成儀御請ニ相成候而者却而御職掌被為対不被為濟儀与奉存候得ハ幾重ニも御詫被仰上公武御合躰ニ而天下之御為被為尽候儀御職掌与奉存候破約攘夷之儀若仮ニ御請相成候のミニ而速不被行時日遷延仕候様之儀御座候而者御請之証も難相立天朝江被為対候而も御不敬無此上儀与奉存候然ル処京都より被仰出候儀者何事ニ不寄先一度ハ御請被遊可然との説も御座候得共凡世情を考候而も時勢ニおき不能行儀を乍存仮二人の約を請候ハ素々不行底意ニ而不法至極ニ御座候况天下之標準与被為在候御身ニ而者実以不被行儀者幾応も其段被仰上可然候皇國之御不為ニ相成於事實も不被行儀者御請不被遊候方却而御尊崇与奉存候尤先年条約御取結之節京師江御伺ニ相成未御沙汰無之内御取結ニ相成候儀御伺ニ相成候詮も無御座天朝江被為対候而も御不敬無此上御座候得共右之儀者幾応も御詫被仰

上可然奉存候乍併右之事と皇国之御不為之御儀也も御請被遊候而者却而天意にも不被為叶儀与奉存候殊ニ条約之儀も偏ニ彼之兵威ニ屈し候而已ニも無之勢御座候其故者追々万国之形勢變遷仕候上者右様成行候者必定ニ御座候得共畢竟世界之形勢從諸政御變革無之候而者難相成所航海測量等之儀御嚴禁之御時節ニ付自然万国之事情ニ疎と昇平久々馴れ候との二ツより兵備怠候ゆへ外夷輻輳仕候様相成候儀是又無止勢ニ者乍申遺憾至極御座候就而者兼々被仰出候御主意之通環海之御国海軍を不被為興候而者御国力不相震候ニ付盛海軍を被為興彼ら約ニ背跋扈仕候節者本国江数艘之軍艦を差向容易征討致候様仕度不堪心願候海陸之御備相立候上ニ無御座候而ハ真の開国も出来仕間敷候若一時之血氣ニ而攘夷仕候得者是迄和親之義理を失ひ一戦ニ者無勝利於名義ハ不相立却而他日讒覲(マコ)の念を醸し候様可相成候然ル上ハ先皇国を世界第一等之強国ニ被遊候御籌策多懇願之至ニ御座候不容易儀ニ候へ者不顧不肖不憚忌諱各方迄心底吐露仕候当衆評之上宜敷御取捨有之様致度存候以上

建白書は、別勅使三条実美・副使姉小路公知が東下して伝える朝廷の破約攘夷要求にどう対処すべきかに主眼

が置かれており、攘夷奉勅の不可が繰り返し主張されている。また、後半の部分では開国状況に対応して今後幕府が進むべき方向について、慶喜の考えが述べられている。建白書の要点をまとめれば次のようになる。

(一) 別勅使の要求する破約攘夷は、「和親交通富国強兵」の時勢、「皇国之御為」、実現の可能性、將軍の職掌のいづれを考えても認めることはできない。逆に、奉勅しないことの方が朝廷を尊崇することになる。

(二) 久世・安藤が「私断」で行った攘夷の約束と井伊直弼の無勅許調印は、幕府側の非を認めて朝廷に謝罪する必要がある。しかし、この事は破約攘夷奉勅の理由とはならない。幕府は、公武合体の上で「皇国」の利益を計っていくべきである。

(三) 幕府は世界の形勢に從った諸政の變革を実施して、日本の地理的条件から海軍建設を中心とする富国強兵を実現して、「真の開国」が実現可能な「世界第一等之強国」をめざすべきである。

慶喜のめざす「真の開国」とは、軍事力均衡による列強との対等な外交関係の樹立であった。そして、その実現には海軍創設を中心課題とする富国強兵策が必要であり、幕政改革の必要が説かれているのである。また、朝

廷の攘夷要求はあくまで拒否するが、庶政委任を原則としつつも、開鎖問題における朝幕間の行き違いで幕府側の非を認めて謝罪の必要を説くなど、朝幕関係の円滑化には特に配慮していると考えられる。

慶喜は、既に見職就任以前の六月一日、勅使大原重徳の伝宣した勅諭について將軍が三家三卿に相談した際、前尾張藩主徳川慶勝と共に、「異国御取扱之義御条約済之上ハ御武備御嚴整是御開きの外有之間敷元來京師ハ不被仰越共幕府ニて御所置にて可然⁽²⁷⁾」との意見を述べている。九月晦日の反対論や建白書に見られる見解は、後見職就任以前からの一貫したものであったと言える。

三

ここでは、文久二年の慶喜を考える上で重要な点と考えられる、春嶽の主張する幕府「私政」改革要求に対する慶喜の態度を中心に検討する。

七月九日政事総裁職に就任した春嶽は、再び幕府「私政」の改革を要求した。これに対して、同日將軍・老中・慶喜は、揃って同意を表明している。⁽²⁸⁾なかでも慶喜が、「何分何事も更ニ御承知無之故一向被成方不被為在

追々御談之上被及御所置度等⁽²⁹⁾（春嶽と）至極御懇談ニ而御事業之事杯も彼是御談有之⁽²⁹⁾」と最も協調的な態度を示した。

しかし、これとは裏腹に、具体的な政策決定段階になると春嶽・慶喜・老中三者の見解は屢々対立した。早くも翌一〇日には、勅使大原がもたらした国事犯大赦問題で春嶽と慶喜・老中の意見が対立している。この時慶喜は彼自身が処罰された安政の大獄について、「御自身（慶喜）公（春嶽）を御始皆罪あり安嶋帯刀杯尤多罪其他も同断橋公（慶喜）御裁許ニ而も右之通⁽³⁰⁾」と、逆にこれを追認する発言をしている。春嶽は大赦問題を、「幕府之私を被棄非政を被改候最初之義⁽³¹⁾」と位置付け、老中と共に大赦に反対する慶喜を、「幕府威権之私ニ落候⁽³²⁾」と批判している。また、生麦事件の対応策で意見が対立した時も、春嶽は、「老中始一同皆々幕府之私⁽³³⁾者ハ無之候⁽³³⁾」智を用ひ、天下公共之道理不基（中略）殊ニ刑部卿殿（慶喜）御才力も有之候故、幕府之私智を充分被用、夫故老中始只今ハ嫌疑も無之仰望⁽³³⁾天下之人望とハ⁽³³⁾」していると記している。

このように、幕府「私政」改革を主張する春嶽にとって、具体的な政策決定において幕閣内の意見が対立した

際、屢々老中と同様な意見を主張する慶喜の態度は、正しく幕府の「私政」に他ならなかった。このような慶喜の姿を考えると、先に見た七月九日の発言が政治的なものではなかったかと考えざるをえなくなる。果して、春

嶽が批判した通り、慶喜が春嶽の幕府「私政」改革路線に基本的には反対であったことは、大久保忠寛の左遷によく示されている。忠寛は春嶽の幕府「私政」改革にも協力的な幕臣であったが、一月五日講武所奉行に左遷、二三日には安政の大獄関係者として処罰されている。この忠寛の左遷に、慶喜は春嶽と舌戦を交える程、積極的に動いているのである。⁽³⁵⁾

慶喜が春嶽の幕府「私政」改革要求に基本的には反対であったのは、諸侯会議―諸大名の国政参加―の是非にあってと考えられる。それは、九月晦日の反対論で諸侯会議とそこでの国是決定に反対していること、建白書では幕府への庶政委任を原則としていないこと、春嶽が提言した「大政奉還論」を婉曲にはあるが拒絶していること⁽³⁶⁾などから考えて、慶喜は従来通り幕府が排他的に国政運営を担当すべきであり、諸大名の国政容喙を好まなかったと考えられるからである。

しかし、慶喜にとっても当時の幕府は決して満足のい

くものではなかった。その点においては、春嶽と変わらない。春嶽の書翰には次のようにある。

(前略) 当今之一大難事ハ幕吏之因循甚敷、実二目もあてられぬ様子、竊ニ切齒之心地にて、またしも大小目付・勘定奉行等ハ宜候へ共、至乎老中・若年寄候而者大變至極ニ御さ候(中略) 中々世間て見れハ、老中か刑・春(慶喜・春嶽)を厭ふゆへ、先き行不致と可申候得共、夫てハ結構至極、決而刑・春を厭ふ友ハ無之、ふぬけ同然と申而宜候(中略) けふは引ふかく、あすハ引ふかくと存候心地、刑も御同様ニ御さ候(以下略)⁽³⁷⁾

慶喜が春嶽と同様に、幕府の責任者たる老中の因循に強い不満を抱いていたことがわかる。この事は、当時進められていた「文久幕政改革」⁽³⁸⁾をめぐる慶喜と老中の対立となって現れている。

老中は、幕政改革の必要を認めながらも、「ドウモ本気にハならぬ」⁽³⁹⁾と改革には消極的であり、責任回避と傍観を繰り返していた。⁽⁴⁰⁾ 慶喜は、閏八月一五日参勤緩和予告令が発表された当日から登城を止めて引き籠っている。この「引籠」⁽⁴¹⁾に関しては、慶喜と春嶽の間に意見の対立があったとする史料もあるが、越前藩の記録によれ

ば、慶喜は「閣議の因循」⁽⁴²⁾、具体的には老中が「三季進献」⁽⁴³⁾廃止に反対したことを不服として「引籠」したとしている。この点、慶喜が「進献」⁽⁴³⁾廃止決定後も「引籠」を続け再出勤を始めるのが具体的な参勤緩和令・諸改革令発令後であること、「引籠」⁽⁴⁴⁾中も春嶽に手紙を出して改革評議の状況を尋ねていることなどを考えると、結果的には最終段階での老中の因循を打破し、改革評議進展を促したと見るべきであろう。⁽⁴⁴⁾慶喜は、引き籠った翌日春嶽に手紙を送り、幕政改革に対する考えを語っている。そこでは、「当今廟堂ニおいても色々御疑念被為在大御変革被遊天下積年之大弊を被為除世界第一等之強国ニ被遊度」という改革の趣意に賛意を示し、「御変革ハ京師并諸藩折合之為と心得候者多く」、改革の必要を知りながら、「公辺之御政事ハ琴柱に膠する心得」⁽⁴⁵⁾で、改革に対して消極的な姿勢を強く批判している。⁽⁴⁵⁾

ここで言う「大御変革」が、「文久幕政改革」を指していることは言うまでもない。「文久幕政改革」は五月二二日に「政事変革之上意」⁽⁴⁶⁾があり、六月一日の將軍上洛予告令では、「従来之弊風御一洗御武威被遊御振張皇国を世界第一之強国と被遊候御偉業を被為立」⁽⁴⁷⁾とその目標が富国強兵にあることが明確に示されていた。このよ

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

うに、慶喜は後見職就任以前から進められていた「文久幕政改革」の富国強兵という目標を強く支持していたのである。前章でみた建白書において、「環海之御国海軍を不被為興候而者御国力不相震」と閏八月一日の参勤緩和予告令の海軍建設の一節を引用して、「皇国を世界第一等之強国ニ被遊候御籌策多懇願之至」とする趣旨は、「文久幕政改革」の推進を主張したものに他ならなかった。

また、春嶽が幕府「私政」改革要求の一つとして強く主張した將軍上洛についても、老中や一部有司に強い反対があつたにもかかわらず、慶喜は一貫して賛成している。⁽⁴⁸⁾慶喜は、將軍上洛が朝幕関係の修復にとって欠くことの出来ないものであると見ていたと考えられる。

これらの問題は、いずれも後見職就任以前に決定していたものであるが、慶喜は明らかにこれらを支持する態度をとっており、その限りでは老中と対立し春嶽を後押しする形となっている。勿論、これをもって春嶽の幕府「私政」改革路線に同意していたとは言えないが、春嶽と慶喜が同一歩調を取ることもなかったわけではない。

春嶽は、この章で見てきたような慶喜を、「稍幕府の旧習に泥まるゝ所あり」と評価しているのである。⁽⁴⁹⁾

四

ここでは、右に見てきた慶喜の開国論が一旦挫折する過程を検討する。

春嶽は、慶喜の九月晦日の反対論を幕府「私政」の立場を脱却したものと判断して「破約開国論」を取り下げ、幕議は慶喜が「御一身ニ御荷イ御上京」⁽⁵⁰⁾することによって一旦はまとまった。

しかし、一〇月四日に慶喜の上京は当分の間延期となった。既に、別勅使東下の情報は江戸に伝わっており、⁽⁵¹⁾長州藩を中心に慶喜の西上を疑問視する声が高まっていたが、この日慶喜が上京しても拝謁が許されないと風評が江戸に伝わり、⁽⁵²⁾慶喜自身開国入説の成功に危惧を抱いたためである。⁽⁵³⁾ここに至り、幕府は江戸で別勅使と交渉することになった。しかし、慶喜は変説したわけではなく、開国をどこまでも主張して別勅使と一緒に上京する見込みであり、開国説得の線は捨てていなかった。⁽⁵⁴⁾

春嶽は一〇月九日「大政奉還論」を婉曲に否定された時点で、慶喜の「幕府をなきもの」云々という主張に疑問を持ち始めていたが、⁽⁵⁵⁾一日別勅使の待遇方法をめぐって幕議が紛糾すると、春嶽は幕閣に朝廷「遵奉」の意

志なしとして、辞職を決意して登城を止めてしまう。春嶽は一三日提出した辞表の中で、慶喜の開国論も老中同様の「因循之開国」であり、「叡慮御遵奉」の念なしと強く批判している。⁽⁵⁶⁾ここにおいて、春嶽が「破約開国論」に翻意して再び幕閣が分裂した。

やがて別勅使下向が迫り、一〇月一九・二〇日がこの問題の幕議決定のタイムリミットとされた。⁽⁵⁷⁾一九日老中板倉勝静と小笠原長行は慶喜に建白して、「何卒御英断奉願候」⁽⁵⁸⁾と慶喜の決断を迫っている。そして、この日の内に老中達が一橋邸を訪問して、話し合いが持たれている。既に、別勅使のもたらす沙汰書の内容は幕府の知るところであり、⁽⁶⁰⁾それは攘夷の期限・策略を幕府に委任するという玉虫色のものであった。一橋邸での会議で、攘夷の勅諭奉承已むなしの線で妥協が成立しようである。その夜、慶喜は春嶽に朝廷の攘夷要求を受け入れる意向を伝えている。⁽⁶¹⁾翌二〇日には、幕議で攘夷奉勅・勅使待遇改正が内定している。

このようにして、攘夷問題をめぐる幕府内の対立は、老中・慶喜が春嶽の主張に妥協する形で一応収拾された。勅命の力で総裁職に登用された春嶽との決定的な対立が幕政の不信と停滞を招くことは明白であり、幕府に

とって極力回避しなければならぬことであつた。それ故、春嶽の「引籠」は大きな圧力となつたのである。幕府は、春嶽の主張に従つて朝廷の攘夷要求を受け入れ、開鎖問題における朝幕間の対立を先送りして、別勅使東下という当面の政局を乗り切る道を選ばざるをえなかつたのである。そのためには、慶喜は自らの開国論を一旦引つ込めざるをえなかつた。勿論、このことは慶喜にとつて本意ではなかつたはずである。しかし、慶喜が自らの開国論に固執すれば、幕閣の統一は取れず幕府を窮地に追い込むことになつた。このことは逆に、慶喜に覬覦の念ありと幕府内の彼に対する「嫌疑」を深めることになり、慶喜の幕府内での孤立を招きかねなかつたのである。このことこそ慶喜が絶対に避けなければならないことであつた。

その後、慶喜は、二回に亘つて後見職の辞表を提出して「引籠」している。二回とも別勅使着府前日（一〇月二六日）・登城前日（十一月二六日）と、それ以上「引籠」を続ければ幕府を窮地に追い込むぎりぎりの時点で、計つたように辞意を撤回して登城を再開している。二度目の辞表では、「最早御自身（將軍）御政事被為聞召⁽⁶²⁾」の後見は不要であると主張し、側衆が將軍の相談したい

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

という内命を伝えると再び登城に應じている。つまり後見の信任を取り付けているのである。これらのことを考えると、奉勅攘夷に同意した上でのこの二回の「引籠」は、今後の幕府内での立場を考えた、計画的色彩の強いものではなかつたかと考えられる。少なくとも、『昔夢会筆記』で語られている、久世・安藤の攘夷の密約を聞かされて辞意または開国論を撤回したと言う話は、⁽⁶³⁾一〇月四日の建白書からみて明らかに誤りである。

一二月五日將軍は別勅使に攘夷奉勅の意向を伝え、三日諸大名に布告された。以後、幕府は表向き攘夷を標榜しなければならなくなつたのであり、慶喜もまた同様であつた。

おわりに

本稿では、文久二年の慶喜の政治的見解を、新たな史料を付け加えて検討してきた。検討の結果をまとめると次のようになる。

(一) 文久二年の慶喜は、従来の幕府の開国方針を世界情勢に従うものと支持し、「真の開国」をめざす積極的な開国論を主張していた。彼の言う「真の開国」とは、海軍建設を中心課題とする富国強兵策を実施

して、「皇国」を「世界第一等之強国」とすることによって諸外国と対等な外交関係を樹立することであった。

(二) 右の点は、慶喜の「文久幕政改革」の富国強兵という目標の支持として現れている。彼は改革の進展を強く希望しており、そのため、老中の因循を始め改革に対する幕府内の消極的傾向に対しては批判的であった。閏八月一五日からの「引籠」も、「文久幕政改革」の促進を狙ったものであった。

(三) 慶喜は、右の開国方針の線で国内的合意を取りつけるべきだと考えており、攘夷を要求する朝廷に対しては、自ら上京して朝廷の攘夷論を説破することを主張している。また、説得は可能と判断していた。それ故、春嶽の「破約開国論」や別勅使のもたらす攘夷の勅諭を奉承することには真っ向から反対している。その一方で、将軍上洛は必要とし、井伊の無勅許調印などで幕府側の謝罪の必要を説くなど朝幕関係の円滑化に特に配慮していたと考えられる。

(四) 慶喜は、庶政委任されている幕府が排他的に国政を担当すべきであり、諸大名の国政参加には否定的であったと考えられる。それ故、諸侯会議を展望する

春嶽の幕府「私政」改革路線には、基本的には反対であったと考えられる。

右のような慶喜の見解は、基本的には当時の幕閣の意向と大きく齟齬するものではなかったと考えられる。

本稿では、論及できなかった問題が少なくない。幕府内での慶喜支持層の問題も、その一つである。幕府内で常に「嫌疑」を受けていた慶喜にとって、幕府内に支持基盤を形成していくことは大きな課題であったはずである。この問題は、より広い視野の中で検討されるべきであるが、文久二年の段階で指摘できることは、老中の中にも「自分存寄丈ハ正直ニ申演候者是ハ相応役ニ立可申敷⁽⁶⁴⁾」と言われた板倉勝静と慶喜の関係である⁽⁶⁵⁾。一月中旬旬板倉の進退が取沙汰された時、慶喜は板倉が「方今欠くへからさる人物⁽⁶⁶⁾」であり、「周防(板倉)か引ならハおれも引く⁽⁶⁷⁾」と発言しているのである。右の問題を含めて、自らの開国論を一旦撤回した慶喜が、文久三年以降奉勅攘夷を武器に朝廷へ接近して、諸侯の国政容喙を阻止する道を進んでいく過程については今後の課題としたい。

註

- (1) 慶喜に関する研究は伝記的研究が少なくない。主なものに、渋沢栄一『徳川慶喜公伝』（龍門社、一九一八年）、松浦玲『徳川慶喜』（中公新書、一九七五年）、石井孝『大君制』創設に敗れた徳川慶喜』（『幕末非運の人びと』、有隣堂、一九七九年）、藤井貞文『宿命の將軍徳川慶喜』（吉川弘文館、一九八三年）などがある。
- (2) 『徳川慶喜公伝』二、一五四～五頁。
- (3) 河北展生「松平春嶽の諸侯会議政治論の採用―国是決定方策を中心に―」（『史学』四三―一・二、一九七〇年）三一六頁。なお、本文では「春嶽の」としたが、その背後に政治顧問横井小楠がいたことは言うまでもない。
- (4) 春嶽は、五月の幕政参与以来、従来の幕府政治を、「京師を度外にし諸侯を軽んじ覇府之御私意を以御取計」（『統再夢紀事』一八日本史籍協会、一九二一年）一四四頁）、幕府の都合のみを第一とする「私政」であると批判している。そして、「御威光ハ敢早墜ち切り候て已ニ滅んとする勢」（『再夢紀事』八日本史籍協会、一九二二年）六三頁）にある幕府は、今後天下の世論が十分反映した、天下と幕府とが一体となった政治に改めるべきだとして、幕府「私政」の改革を主張している。具体的には、「破約開国論」で見られるように、諸侯の国政参加―諸侯会議開催を要求していた。

文久二年の將軍後見職徳川慶喜について

- (5) 『統徳川実紀』四（新訂増補国史大系五一、吉川弘文館、一九三六年）三八八～九頁。
- (6) 「番頭御用人日記」（茨城県立歴史館所蔵『一橋徳川家文書』）。辻達也氏の御厚意により、横浜市立大学で整理中に史料閲覧の機会を得た。記して謝意を表したい。
- (7) 『統再夢紀事』一、七六頁。以下本文においては、個々の事実は特記しない限り本書による。
- (8) 天保以来の幕府と徳川斉昭との確執は、幕府内に広く「反水戸感情」を生んだ。將軍継嗣問題を通して、慶喜も斉昭同様に「嫌疑」の対象となった。慶喜の後見職就任が非常に難航したのもそのためである。なお、八月下旬頃には、慶喜に対する老中達の「嫌疑」は一応氷解していたと考えられる（註(33)参照）。
- (9) 慶喜の先発上京が決定すると、上洛した將軍を二条城に幽閉して関東に別の將軍を立てる目論見がある、という風評が流れている（『鈴木大日記』八内閣文庫所蔵史籍叢刊一一、汲古書院、一九八一年）七四四頁など）。
- (10) 宮地正人「幕末過渡期国家論」（『講座日本近世史』八、有斐閣、一九八一年）一一五頁。
- (11) 『統再夢紀事』一、八六・一一〇頁。
- (12) 『維新史』三（維新史料編纂事務局、一九四一年）二七〇頁。
- (13) 『統再夢紀事』一、七五頁。
- (14) 「番頭御用人日記」。会談の内容は『改訂肥後藩国事史』

料』三(細川家編纂所、一九三一年)三二八頁(以下『国事史料』と略称す)。「国事史料」は会见月日の記載を欠くが、「番頭御用人日記」によれば定広の一橋邸訪問は八月二五日と九月五日の二日であり、後者の内容と考えるのが妥当である。

- (15) 『続再夢紀事』一、一四五頁。
- (16) 『世子奉勅東下記』(『史籍雜纂』一、東京大学出版会、一九七七年覆刻)一二五頁(以下『東下記』と略称す)、『続再夢紀事』一、八二頁。
- (17) 『続再夢紀事』一、八六・一〇四・一四六頁。
- (18) 同右、一四六頁。
- (19) 同右、一六二頁。
- (20) 林竹二「幕政改革と『共和』政治運動―横井小楠の『共和』政治思想とその展開―」(『共同研究明治維新』、徳間書店、一九六七年)一七九頁。
- (21) 『再夢紀事』一七四頁。
- (22) 『続再夢紀事』一、九六頁。
- (23) 同右、九九頁。『東下記』一四二頁参照。
- (24) 『国事史料』三、三三二頁。
- (25) 『続再夢紀事』一、一〇七・八頁。
- (26) 徳川林政史研究所保管『徳川宗家文書』。写である。なお、『国事史料』三、三二八頁、『続再夢紀事』一、一四七・九頁にも建白書と同様の趣旨がみられる。前者は、九月五日に毛利定広が一橋邸を訪問した際、慶喜が

語った内容として、長州藩士小幡彦七が肥後藩士に語ったもの(註(14)参照)。後者は、春嶽が一〇月一三日に提出した辞表の一部。この辞表には辞職決意に至るまでの経緯が述べられており、慶喜の見解にも触れられている。その中に九月晦日の反対意見のみならず建白書の趣旨を述べたとと思われる箇所がある。

- (27) 『枢密備忘』六月二二日条(東京大学史料編纂所蔵『大日本維新史料稿本』文久二年六月一三日条所引、以下『稿本』文久二・六・一三のように略記する)。
- (28) 『再夢紀事』一四五頁、『国事史料』三、一五七頁。
- (29) 『枢密備忘』七月九日条(『稿本』文久二・七・九)、『国事史料』三、一五七頁参照。
- (30) 『枢密備忘』七月一〇日条(『稿本』文久二・七・一一)。
- (31) 同右、七月一二日条(『稿本』文久二・七・一二)。
- (32) 『松平春嶽公未公刊書簡集』一(福井市立郷土歴史博物館、一九八三年)一四頁。
- (33) 両者の密接な関係を示す史料は、『海舟日記』一(『勝海舟全集』一八、勁草書房、一九七二年)一六頁、『国事史料』三、一五四頁、『再夢紀事』七八・八三頁、『官武通紀』一(国書刊行会、一九一三年)三四〇頁、『東下記』一七三・四頁。
- (34) 『続再夢紀事』一、一八七・八頁、『海舟日記』一、一七頁。菊地久「維新の変革と幕臣の系譜…改革派勢力を

中心に「国家形成と忠誠の転移相克」四（『北大法学論集』三一―二、一九八〇年）一六八―九頁。

(36) 『統再夢紀事』一、一二二―一五一頁。

(37) 『松平春嶽公未公刊書簡集』三（福井市立郷土歴史博物館、一九八六年）七―八頁。

(38) 「文久幕政改革」については三谷博「文久幕制改革の政治過程」（『年報近代日本研究』三、山川出版社、一九八一年）。

(39) 『再夢紀事』七二頁。

(40) 『統再夢紀事』一、三〇頁。

(41) 『鈴木大日記』七二五頁など。

(42) 『統再夢紀事』一、三九頁。

(43) 同右、三〇―一頁。

(44) 本文の趣旨から明らかのように、慶喜は参勤交代緩和に賛成していたと考えられる。そして、参勤緩和予告令には海軍建設が併記され、新大名統制策として考えられていた海軍兵賦賦課を含みを持たせていたこと、慶喜は一〇月四日の建白書でも強く海軍建設を主張していたことなどを考え合わせると、兵賦賦課を前提とした参勤緩和と支持の可能性が強いと考えられる。なお、諸大名への海軍兵賦賦課は春嶽の意に反するところである。三谷前掲論文、一二二―四頁参照。

(45) 『統再夢紀事』一、三二―三頁。

(46) 『統徳川実紀』四、三一七―八頁。

(47) 『再夢紀事』一〇四頁。

(48) 「○御上洛陸路急速之義橋公（慶喜）御同意其外諸侯疲弊を休め成兵を休め海軍等之義何も御同意之由○閣老へも右件々御談之処何も御同意御上洛ハ明日より取調取懸り可申旨参勤御免海軍等之義ハ兼評も有之付成兵を被止候義も同断之由両山火防之義も決評候由」（『枢密備忘』七月二一日条△『稿本』文久二・七・三三▽）、（春嶽が）今朝御登城御用部ヤへ御通之処更ニ御上洛取調之様子無之ニ付甚御不平思召早速橋公へ御逢何分御兩人ニ而御激励可被成と御談之由」（同右、七月二二日条△『稿本』文久二・七・二五▽）、『再夢紀事』一六二頁、『統再夢紀事』一、二九頁。

(49) 『統再夢紀事』一、一八九頁。

(50) 『国事史料』三、三三二頁。

(51) 『東下記』一三一頁。

(52) 同右、一三八・一四二―四頁。

(53) 『統再夢紀事』一、一一九頁。

(54) (55) 同右、一五一頁。

(56) 同右、一五三頁。

(57) 同右、一六〇頁。

(58) 『七年史』一（東京大学出版会、一九七八年覆刻）一六―七頁。

(59) 「番頭御用人日記」。

(60) 『統再夢紀事』一、一六三頁。

- (61) 同右、一六二頁。
- (62) 同右、二二一頁。
- (63) 五〇六・一二七〇八頁(平凡社東洋文庫、一九六六年)。
- (64) 『国事史料』三、一三九頁。
- (65) 菊地前掲論文、一六八〇九頁。
- (66) 『続再夢紀事』一、二〇四頁。
- (67) 『鳥取池田家文書』一(日本史籍協会、一九一七年) 一一九頁。

本稿は、一九八四年度慶応義塾大学文学研究科に提出した修士論文の一部に修正加筆したものである。本稿作成にあたっては、河北展生先生を始め、多くの方々から御教示をいただいた。ここに記して、厚く謝意を表したい。